

平成25年度関東女子倶楽部対抗東京会場予選 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 60名)

期日：6月3日(月)

場所：府中カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	遠藤 節子	八王子	大木 君江	青梅	小俣 静江	東京五日市	池 智恵子	立川国際
2	8:09	渡部 寛美	東京よみうり	瀬野 ちどり	桜ヶ丘	伊原 節子	多摩	関野 チエ子	武蔵野
3	8:18	寺井 恵美	府中	橋本 裕美子	多摩	増田 厚子	青梅	上條 貴美子	立川国際
4	8:27	伊藤 美也子	東京国際	宮本 淳愛	八王子	杉本 てい子	相武	関口 和恵	桜ヶ丘
5	8:36	越川 富士子	東京五日市	番場 とし子	GMG八王子	三好 枝理可	東京よみうり	土方 紀子	武蔵野
6	8:45	三浦 美礼	GMG八王子	田村 静江	府中	大山 孝子	東京五日市	浅見 玉江	相武
7	8:54	石田 美矢子	八王子	河野 多恵子	GMG八王子	森 ひとみ	多摩	齊藤 恵美子	青梅
8	9:03	江川 夏枝	立川国際	大貫 啓子	府中	島野 和子	東京国際	浪川 泰子	桜ヶ丘

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:00	竹内 律子	東京国際	高橋 依巳	GMG八王子	福田 光子	相武	佐渡 和子	府中
10	8:09	松本 洋子	東京五日市	清水 かおり	八王子	足立 卷子	東京国際	伊藤 早苗	相武
11	8:18	宮 美佳	GMG八王子	金子 公子	東京よみうり	阿部 淳子	桜ヶ丘	土方 美代	武蔵野
12	8:27	小林 道子	青梅	木本 恵美子	立川国際	矢島 ひろみ	府中	菊池 眞澄	多摩
13	8:36	大越 景子	青梅	木下 昭子	東京国際	上平 陽子	八王子	飯島 和子	東京よみうり
14	8:45	伊藤 彩子	多摩	安田 弘子	立川国際	牧野 徳子	桜ヶ丘	加藤 浪江	武蔵野
15	8:54	大越 比佐子	相武	田澤 あつ美	武蔵野	安彦 真佐子	東京五日市	松浦 昭子	東京よみうり

競技委員長 橋本 泰子

平成 25 年度 関東女子倶楽部対抗東京会場予選

開催日 : 6 月 3 日(月)

開催コース : 府中カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - d. 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)
5. ホールとホール間の白杭
3番と4番ホールおよび12番と14番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。

注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 コイン(120 球)を限度とする。

競技委員長 橋本泰子

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	475	130	276	360	340	350	170	345	460	2906
Par	5	3	4	4	4	4	3	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
460	140	345	340	305	445	335	145	340	2855	5761
5	3	4	4	4	5	4	3	4	36	72